

## 宮城県立がんセンター登録医制度要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、宮城県立がんセンター（以下、「がんセンター」という。）と地域医療機関との相互連携と機能分担を強化し、医療の必要な患者のニーズに応え、適切で切れ目のない医療の提供を目指し、必要な事項を定め実施する。

### (登録条件)

第2条 200床未満の病院および診療所で、紹介・逆紹介・地域連携パス等で、がんセンターと協力して診療にあたっている医療機関とする。

ただし、企業内診療所並びに県・市立の保健所内診療所を除く。

### (登録手続き)

第3条 連携医療機関の登録手続きは、上記条件を満たし、がんセンターと協力して診療に当たっている医療機関を登録医とし、別紙1の「登録医名簿」に記載する。

また、登録医には登録証を発行するとともに、医療機関名をがんセンターのパンフレットや院内の電子掲示板等で紹介する。

新たな医療機関が発生した場合には、別添「登録医療機関（登録医）申込書」（様式1）に記載し提出してもらう。

### (役 割)

第3条 がんセンターは、登録医療機関に対して、生涯研修の場の提供を行うこととし、症例検討会及び各種勉強会の案内をする。

2 登録医療機関は、がんセンターが開催する連携パスの説明会及び症例検討会並びに各種勉強会にいつでも参加することが出来る。

### (要綱の改廃及び調整)

第5条 この要綱の改廃及び要綱に定めのない事項、登録医の登録及び運営上の疑義、苦情等が生じた場合は、お互いが話し合いの上、調整していくこととする。

### (実施細目)

第6条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この規則は、平成23年 12 月 1 日から施行します。